

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 令和三年度県統計調査の実施
 - 令和三年九月岡山県議会定例会の招集
 - 知事指定薬物の指定
 - 土地改良区の解散
 - 保安林の指定施業要件の変更予定
 - 道路の区域変更
 - 道路の供用開始
 - 急傾斜地崩壊危険区域の指定
- ### 【公告】
- 都市計画の案の作成に関する公聴会の開催の中止
 - 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了
 - 市街地再開発組合の事業計画の変更の認可
- ### 【選挙管理委員会】
- 政治団体の名称等の公表
 - 政治団体の代表者等の異動
 - 政治団体の解散

統計分析課

財政課

医薬安全課

耕地課

治山課

道路整備課

〃

防災砂防課

都市計画課

建築指導課

〃

選挙管理委員会

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

目次

担当課（室）

令和3年8月27日 岡山県公報 第12322号

◎岡山県告示第四百六十五号

令和三年度において、次の県統計調査を実施する。

令和三年八月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 県統計調査の名称及び目的

1 名称

県民健康調査

2 目的

県民の食品の摂取状況、運動状況、健康に影響を及ぼす生活習慣等の状況を明らかにし、「第2次健康おかやま21」の最終評価をはじめ、広く健康づくり対策に必要な基礎資料を得る。

二 県統計調査の対象の範囲

県内に居住する満八歳から十六歳まで及び二十歳以上の男女

三 報告を求め事項及びその基準となる期日又は期間

1 報告を求め事項

性別、生年月日、身長、体重、妊娠授乳の有無、食生活・喫煙・飲酒の状況、歯の状況、運動の状況等

2 基準となる期日又は期間

令和三年十月一日から同年十一月三十日まで

四 報告を求め者

二のうち八千六百四十人（一市町村につき三百二十人）

五 報告を求めするために用いる方法

郵送調査

六 報告を求め期間

令和三年十月一日から同年十一月三十日まで

七 実施部課名

保健福祉部健康推進課

令和3年8月27日 岡山県公報 第12322号

◎岡山県告示第四百六十六号

令和三年九月六日岡山県議会定例会を岡山市に招集する。

令和三年八月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

令和3年8月27日 岡山県公報 第12322号

◎岡山県告示第四百六十七号

岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成二十七年岡山県条例第十七号。以下「条例」という。）第十二条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

令和三年八月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 知事指定薬物の名称

- 1 エチルニ―「ニ―（五―フルオロペンチル）―H―インドール―三―カルボキサミド」―三―メチルブタノア―ト（通称名五F―E M B―P I C A、E M B―ニ―〇―）及びその塩類
- 2 ニ―（メチルアミノ）――（チオフェン―ニ―イル）プロパン――オン（通称名ニ―T h i o t h i n o n e、 β k―M P A）及びその塩類
- 3 ニ―シクロヘキシル――フェニル―ニ―（ピロリジン――イル）エタン――オン（通称名 α ―P C Y P）及びその塩類

二 指定の理由

条例第二条第七号に規定する薬物に該当し、県内において濫用されるおそれがあると認められるため

附 則

この告示は、令和三年八月二十八日から施行する。

令和3年8月27日 岡山県公報 第12322号

◎岡山県告示第四百六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第一項第一号の規定により、土地改良区が次のとおり解散した。

令和三年八月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 土地改良区の名称

台金屋土地改良区

二 土地改良区の所在地

真庭市台金屋三六四番地四

三 解散年月日

令和三年八月十八日

◎岡山県告示第四百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和三年八月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

津山市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かんよう}

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び津山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

令和3年8月27日 岡山県公報 第12322号

◎岡山県告示第四百七十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和三年八月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 目木大庭線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
真庭市三崎字崩ノ下四四九番五地先から 真庭市大庭字水別四九三番一地先まで	新	四・一〇 一三・五	一一三〇・〇
真庭市三崎字崩ノ下四四九番五地先から 真庭市大庭字横小路道下四一二番一地先 を経て 真庭市大庭字水別四九三番一地先まで	新	八・〇〇 三四・五	一一三〇・〇
真庭市三崎字崩ノ下四四九番五地先から 真庭市大庭字水別四九三番一地先まで	旧	四・一〇 一三・五	一一三二・〇

令和3年8月27日 岡山県公報 第12322号

◎岡山県告示第四百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和三年八月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	目木大庭線	真庭市三崎字峯ノ下四四九番五地先から 真庭市大庭字横小路道下四一二番一地先を 経て 真庭市大庭字水別四九三番一地先まで	令和三年八月二十七日

令和3年8月27日 岡山県公報 第12322号

◎岡山県告示第四百七十二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の地区を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図書は、岡山県土木部防災砂防課に備え置いて縦覧に供する。

令和三年八月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

玉島柏島福井地区

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた区域並びに標柱十九号から三十号までを順次結んだ線及び標柱十九号と三十号を結んだ線に囲まれた区域

岡山県倉敷市玉島柏島満所五三四二番	一号及び二号
〃	三号
〃	四号及び五号
〃	六号
〃	七号
〃	八号
〃	九号、十号及び十一号
〃	十二号及び十三号
〃	十四号
〃	十五号
〃	十六号
〃	十七号
〃	十八号
〃	十九号
〃	二十号
〃	二十一号、二十二号、二十五号及び二十六号
〃	二十三号
〃	二十四号
〃	二十七号

令和3年8月27日 岡山県公報 第12322号

” ” ”

” ” ”

” ” ”

満所五三〇八番四	森本一五四二番地先道路敷	” 五三〇七番
三十号		二十八号
		二十九号

令和3年8月27日 岡山県公報 第12322号

〔三六五〕令和三年七月二十日付けで公告した次の都市計画の案の作成に関する公聴会については、意見書の提出がなかったため、開催を中止する。

令和三年八月二十七日

中止する公聴会
岡山県 代表者 岡山県知事 伊原 木 隆 太

公聴会に係る都市計画の案	公聴会の日時	公聴会の場所
岡山県南広域都市計画道路の変 更	令和三年九月三日午前十時 から	瀬戸内市邑久町尾張 三〇〇一 瀬戸内 市役所二階大会議室

令和3年8月27日 岡山県公報 第12322号

〔三六六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年八月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市上林字山本三〇八一四

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市沖新町四〇一―二プロムナードA棟二〇二

荒瀬伸太郎

荒瀬みなみ

三 許可年月日及び許可番号

令和三年六月七日岡山県指令建指第七四号

令和3年8月27日 岡山県公報 第12322号

〔三六七〕都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により、市街地再開発組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和三年八月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 組合の名称

倉敷市阿知3丁目東地区市街地再開発組合

二 事務所の所在地

倉敷市阿知二丁目九番一〇号

三 事業施行期間

変更前 平成三十年三月三十日から平成三十四年六月三十日まで

変更後 平成三十年三月三十日から令和四年八月三十一日まで

四 施行地区

倉敷市阿知三丁目一〇〇一番、一〇〇二番、一〇〇三番、一〇〇四番、一〇〇五番、

一〇〇六番、一〇〇七番、一〇〇八番

五 設立認可の年月日

平成三十年三月二十日

六 事業計画の変更の認可の年月日

令和三年八月二十三日

◎岡山県選管告示第五十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。

令和三年八月二十七日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
平沼正二郎佐伯後援会	山本稔	山本稔	和气郡和气町父井原三五六	令和三・七・三〇
福田京子後援会	佐藤精治	福田正年	小田郡矢掛町横谷一三五九一	〃 七・二七

◎岡山県選管告示第五十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があった。

令和三年八月二十七日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林 裕一

一 政党の支部

政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項

社会民主党岡山県第一区 定 政 智 崇 主たる事務所の所在地

支部連合

社会民主党岡山県第二区 太 田 勇

支部連合

社会民主党岡山県連合 宮 田 好 夫

師支部

自由民主党岡山県歯科医 小見山 信 代表者の氏名

部

自由民主党岡山県バス支 小嶋 光 信 代表者の氏名

自由民主党岡山県薬剤師 伊 達 元 英

支部

自由民主党岡山県バス支 小嶋 光 信 代表者の氏名

支部

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項

岡山県エルピーガス政治 高 山 真 司 代表者の氏名

連盟

岡山県歯科医師連盟 小見山 信

新

岡山市北区辰巳二二一〇三TCビル 岡山市北区弓之町五一七

一 F

岡山市北区辰巳二二一〇三TCビル 岡山市北区弓之町五一七社会文化会館内

一 F

岡山市北区辰巳二二一〇三TCビル 岡山市北区弓之町五一七

一 F

小見山 信

小見山 信

石井 源 久

小嶋 光 信

伊 達 元 英

伊 達 元 英

伊 達 元 英

伊 達 元 英

新

高 山 真 司

高 山 真 司

小見山 信

旧

岡山市北区辰巳二二一〇三TCビル 岡山市北区弓之町五一七

一 F

岡山市北区辰巳二二一〇三TCビル 岡山市北区弓之町五一七社会文化会館内

一 F

岡山市北区辰巳二二一〇三TCビル 岡山市北区弓之町五一七

一 F

西田 宜 可

西田 宜 可

南 哲之介

永 山 久 人

堀 部 徹

堀 部 徹

堀 部 徹

堀 部 徹

旧

藤 田 尚 德

藤 田 尚 德

西田 宜 可

異動年月日

令和三・七・一

令和三・七・一

令和三・七・一

令和三・七・一

令和三・七・一

令和三・七・一〇

令和三・七・一〇

令和三・七・一〇

令和三・七・一〇

令和三・七・一四

令和三・七・一四

令和三・七・一四

令和三・七・一四

令和三・七・一四

令和三・七・一四

令和三・七・一〇

令和三・七・一〇

令和三・七・一〇

◎岡山県選管告示第五十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。

令和三年八月二十七日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

日下敏久後援会

代表者の氏名

田上俊英

解散年月日

令和三・七・一